

堺市監査委員公表第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

財政局

(財政部、契約部、税務部、税務部市税事務所)

第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 税務部 税務運営課

(1) 個人市民税について

個人市民税の調定事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 市税の収入未済について

市税等の不納欠損に係る事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 税務部 市税事務所 市民税課

(1) 個人市民税について

地方税法に基づき、個人市民税に係る賦課事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 税務部 市税事務所 納税課

(1) 個人市民税について

地方税法に基づき、個人市民税の徴収に係る事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 市税の収入未済について

地方税法に基づき、市税等の滞納処分(差押等)及び滞納処分の執行停止に係る事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 局共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

[行政財産の目的外使用許可書における教示について(意見)]

行政財産の目的外使用許可は行政処分であるため、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき、不服申立て又は取消訴訟の提起ができる処分をする場合は、相手方に対して不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならない。

一方、総務省が定める行政不服審査法事務取扱ガイドラインでは、「申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とされている。

市における行政財産の目的外使用許可の運用について、財産活用課では、申請書及び許可書の様式を定めており、許可書の様式には教示文は記載されていない。

また、財産活用課では、行政財産の目的外使用許可の具体的な手続を庁内に示しており、許可手続において許可条件を付すこととしているが、相手方からあらかじめ当該条件についての承諾を得るなどの手続は定めていない。

このため、申請どおりに許可を行う場合であっても、当該条件について相手方に不服申立てを行う利益がないとは言えず、不服申立てや取消訴訟の提起が行われる可能性もある。

以上のことから、行政財産の目的外使用許可を行う際に書面での教示を行うなど、必要な対応を検討されたい。

(財政部 財産活用課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類

委託業務における提出書類について、以下のものがあった。

(ア) コンビニ等による収納業務について、市は、3社で構成される共同事業体に当該業務を発注している。

契約書では、受注者は、実施体制図、業務従事者届、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書の写しを市に提出することとされている。

しかし、受注者のうち、1社から提出された上記の書類について、提出された実施体制図は会社全体の体制図であり、本業務の実施体制図ではなかった。

また、提出された業務従事者届及び業務従事者からの秘密保持に関する誓約書の写しは従事者2名分であったが、上記の実施体制図の不備の判明後に改めて提出された実施体制図では従事者は6名であり、4名分の業務従事者届及び業務従事者からの秘密保持に関する誓約書の写しの提出を受けていなかった。

(税務部 税務運営課)

(イ) 三国ヶ丘庁舎エレベーター設備保守点検業務について、仕様書では、業務担当者は、昇降機等検査員、一級・二級建築士または保守・点検に係る当該機種製造者の社内資格取得者(以下「有資格者」という。)とすることとしている。

しかし、作業責任者のうちの1名は有資格者ではないエレベータ定期点検履行体制表を受け取っていた。また、定期点検の実施後、有資格者ではない者を点検責任者とする定期点検報告書を受け取っていた。

(税務部市税事務所 法人諸税課)

イ 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格が 100 万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。

しかし、堺市ふるさと納税寄附管理等業務及びオンライン入金機等公金輸送委託業務では、予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。

(財政部 資金課)

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

令和 6 年 8 月 22 日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿において、月計処理時には切手の累計欄に記入をすべきところ、7 月分月計処理時に 1 円切手及び 10 円切手の累計を記入していなかった。

また、令和 6 年 8 月 1 日以降、所属長の決裁を受けずに切手の払出しを行っていた。そのうち 1 件は、係の決裁も受けておらず、加えて、物品取扱者及び使用者の確認印もないまま切手の払出しを行っていた。

(財政部 資金課)